

議案第58号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第85条－第88条）」を「第11章 削除」に、

「第15章 雑則（第111条）」を 「第15章 里親支援センター（第111条－第116条）」に改  
第16章 雑則（第117条）」

める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第6条の3第1項及び第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第16条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第29条第1項各号列記以外の部分中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第4号及び同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第40条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第43条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第47条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第57条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第61条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第64条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第65条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第66条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第74条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第75条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第79条を次のように改める。

（設備の基準）

第79条 児童発達支援センターには、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき247平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき165平方メートル以上とすること。

第80条第1項各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第3号及び第4号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第5号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第3項中「主として知的障がいのある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第80条第10項中「第5条第5項」を「第2条」に改め、「。第86条第2項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第81条及び第82条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第83条及び第84条を次のように改める。

第83条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第84条 児童発達支援センターにおいて障がい児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

第91条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第93条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第96条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第99条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第103条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第106条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第110条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第111条を第117条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

#### 第15章 里親支援センター

##### （設備の基準）

第111条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号及び第116条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

##### （職員）

第112条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第113条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第114条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第115条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する里親支援事業及び援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第116条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校と、並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条、第29条、第37条、第47条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定（「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。）並びに第91条及び第99条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第79条第1号に規定する主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の条例第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置している改正前の条例第79条第1号に規定する主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。